

序章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

新発田市は県都新潟市に隣接し、市域の中央を流れる加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がり、北西には白砂青松と形容される美しい海岸、南東は山岳地帯という、豊かな自然に恵まれた人口約 10 万人の新潟県北部の中核都市です。

市域は面積 533.11km²、うち市域面積の約 2 割に相当する 10,669ha が都市計画区域、用途地域が指定された市街化区域は 1,603ha となっています。

新発田市は、平成 15 年に豊浦町、平成 17 年に紫雲寺町及び加治川村と合併し、新しい新発田市としてスタートしました。旧豊浦町と旧紫雲寺町では合併前から都市計画区域と、都市マスタープランを有していましたが、合併後の平成 19 年に新発田市都市マスタープランを、旧豊浦町、旧紫雲寺町の 2 町の都市計画区域を包括したマスタープランに一部改訂し、これまでその運用によりまちづくりを進めてまいりました。

その後、全国的には人口減少・少子高齢化社会が加速の一途をたどり、新発田市においても、平成 27 年国勢調査において昭和 55 年以降初めて総人口が 10 万人を下回りました。令和 2 年の国勢調査では 9 万 5 千人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後も人口減少が進むことが予想されています。

人口減少は、自治体歳入の減少とあわせて、利用者人口に支えられている医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの供給量低下につながることから、これに対応するため、子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられ、魅力ある、持続可能なまちづくりを進めることが更に求められることとなり、平成 29 年度に新発田市では新発田市都市計画マスタープランの改訂に併せ、「立地適正化計画」を策定しました。

「立地適正化計画」は都市全体の観点から、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能施設と居住施設の立地誘導や公共交通の充実等に関する方針を示す計画です。

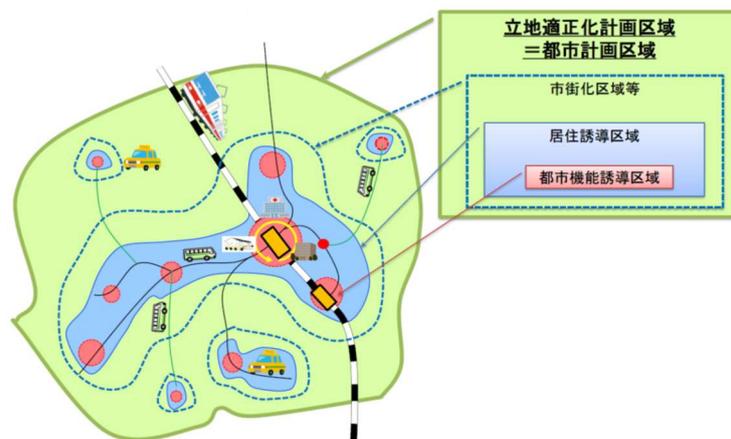
新発田市立地適正化計画の策定によって可能となる各種制度の活用により、コンパクトなまちづくりと地域交通との連携による、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づいたまちづくりを推進し、新発田市の都市計画区域内の人口やサービスの維持と充実を目指すこととしています。

令和 2 年 6 月には、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」を盛り込むことが義務付けられました。新発田市においても、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを進めるため、災害リスクを回避・低減するための総合的な対策等を盛り込んだ「防災指針」を令和 3 年度に策定しました。

令和 6 年 3 月、新潟都市計画区域区分の変更により、富塚町地区と東新町地区が市街化区域に編入されたことから、居住誘導区域と都市機能誘導区域を見直し、立地適正化計画を改定することになりました。

2 立地適正化計画の意義と役割

立地適正化計画は、今後の人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市を実現するため、一定の人口密度を維持し、生活サービス*機能の適切な立地を図るための方針や区域（誘導区域）を設定し、立地の誘導を図るために講じる施策等を示すものです。



■図序-1 立地適正化計画のイメージ

資料：国土交通省資料

なお、立地適正化計画には、以下の事項を定めることとされています。

【立地適正化計画に定める事項（都市再生特別措置法第81条第2項）】

- 1) 立地適正化計画の区域
- 2) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 3) 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）と市町村が講ずべき施策
- 4) 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）と市町村が講ずべき施策
- 5) 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（都市機能誘導施設）とその整備に関する事業
- 6) 都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）
- 7) 施策又は事業等の推進に関連して必要な事項
- 8) その他、住宅及び誘導施設の立地の適正化を図るために必要な事項

※立地適正化計画の区域

→都市全体を見渡す観点から、都市計画区域*全体とすることが基本

※居住誘導区域

→人口減少の中にあっても一定のエリアで人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域

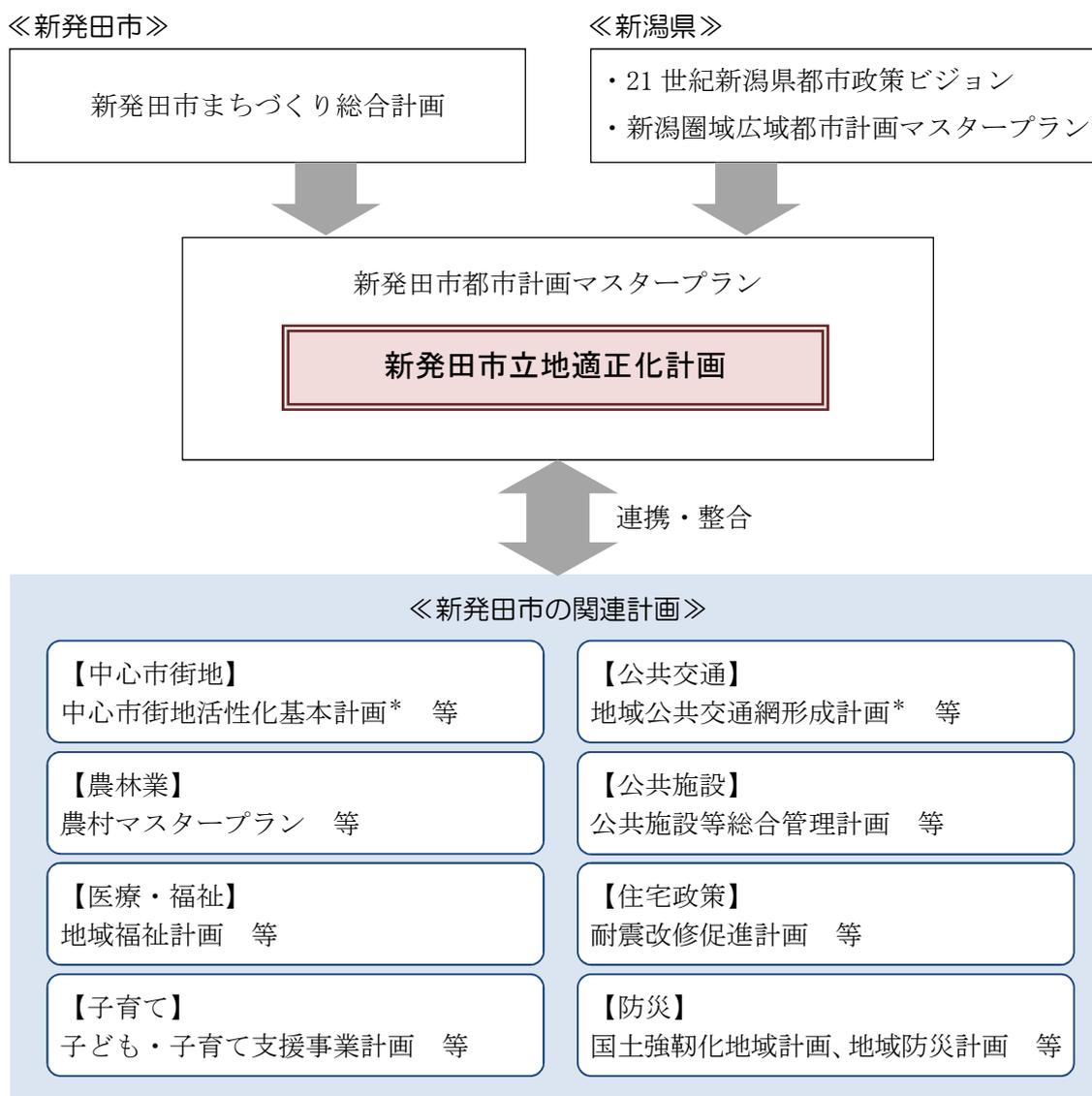
※都市機能誘導区域

→医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域

3 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めるもので、同法第 82 条の規定に基づき、市町村の都市計画マスタープラン*の一部とみなされます。

このため、「新発田市都市計画マスタープラン」と同様に、「新発田市まちづくり総合計画*」を上位計画として、このうちの都市づくりに関わる事項について定めるものとし、その他の各分野の関連計画との連携・整合を図ります。

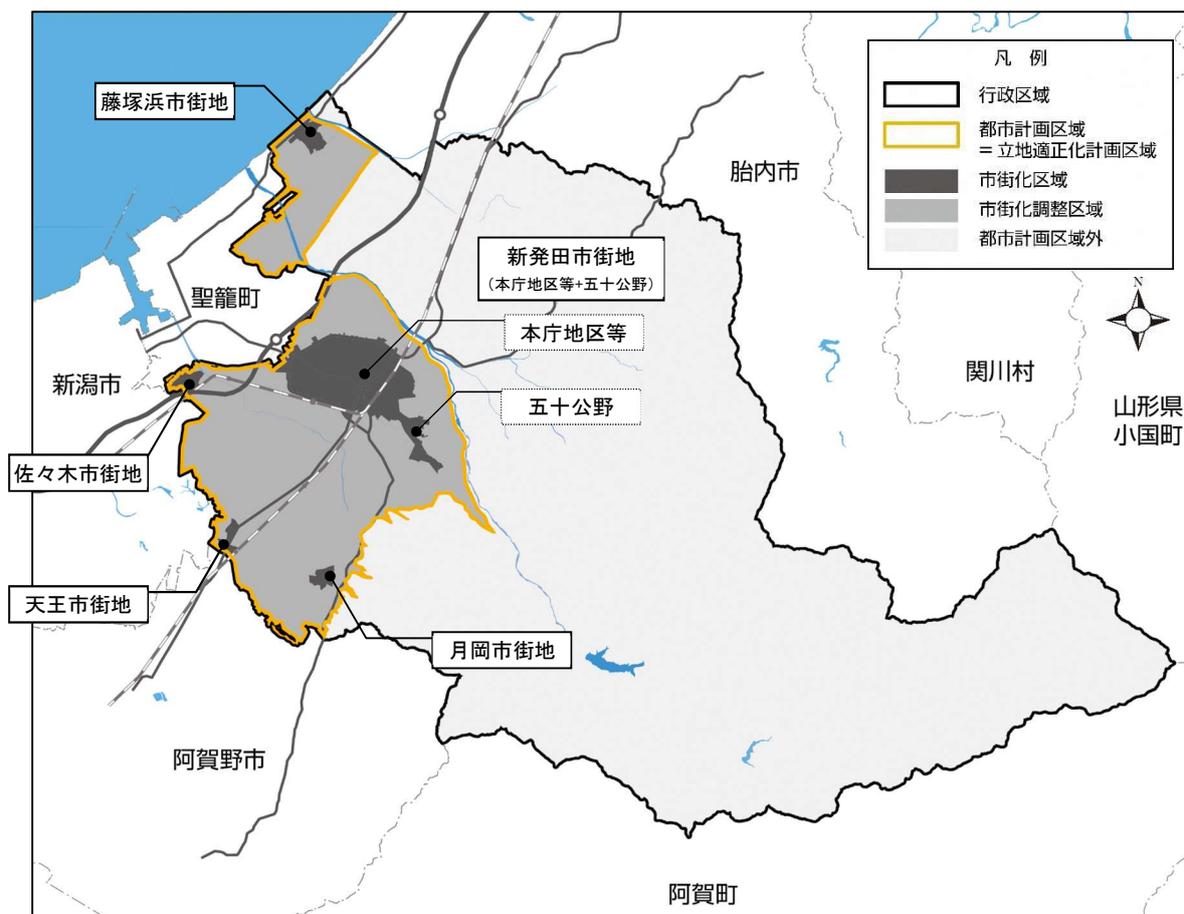


■ 図序-2 計画の位置付け

4 計画の対象区域

国の指針において立地適正化計画を策定するにあたっての対象区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域*全域とすることが基本とされています。当市立地適正化計画においても、都市計画区域の全域を対象区域とします。

なお、新発田市の都市計画区域は 10,669ha で、市域全体の約 2 割が都市計画区域となっており、そのうち 1,603ha が市街化区域*となっています。



■図序-3 計画の対象区域

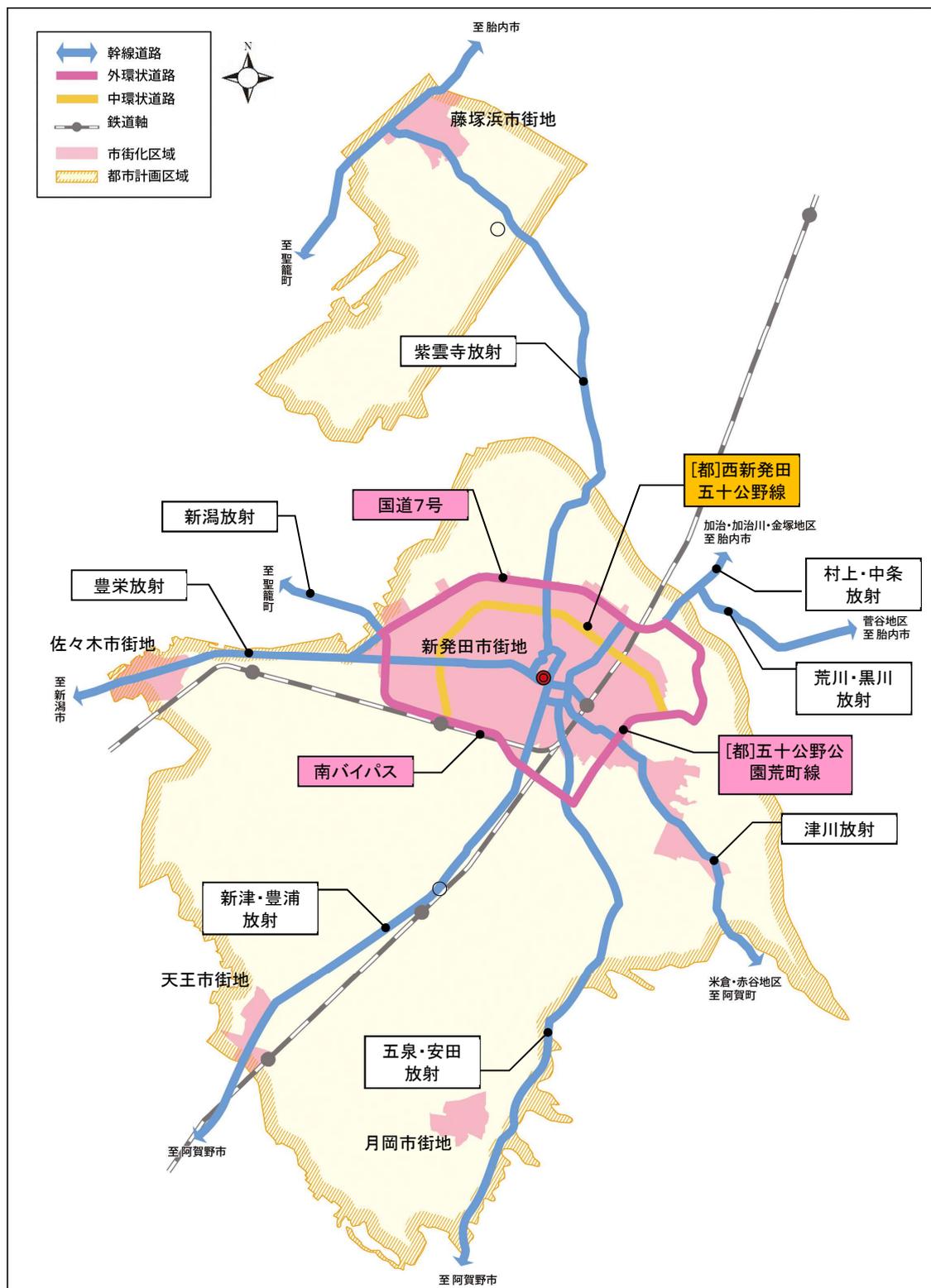
※本計画では、新発田、佐々木、藤塚浜、天王、月岡の各市街化区域をそれぞれ新発田市街地、佐々木市街地、藤塚浜市街地、天王市街地、月岡市街地と表記します。

5 計画の期間

本計画は、概ね 20 年後の都市のすがたを見据えて策定しますので、計画の期間は平成 28 年度から概ね 20 年間とし、目標年度を令和 18 年度とします。

【参考：新発田市の都市内幹線道路網について】

新発田市の幹線道路の主軸となる道路は、大きく分けて環状道路と放射道路の2つに分類されています。



■ 図序-4 新発田市の都市内幹線道路網